

# 令和6年度広島叡智学園中学校入学者選抜実施要項

広島県立広島叡智学園中学校

〒725-0303 広島県豊田郡大崎上島町大串 3137-2  
TEL (0846) 67-5581 FAX (0846) 67-5421

この要項において使用する様式については、広島県教育委員会が定める令和6年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項における様式を示すものである。

## 1 選抜の趣旨

本校の入学者選抜は、「令和6年度広島県立併設型中学校入学者選抜の基本方針」及び「令和6年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項」に基づき、本校における教育を受けるに足る意欲・適性等を判断して実施する。

## 2 教育方針

社会の持続的な平和と発展に向け、世界中のどこにおいても地域や世界の「よりよい未来」を創造するリーダーを育成する。

## 3 募集

### (1) 出願資格

次のいずれかに該当する者が出願できる。

- ア 令和6年3月に小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 令和6年4月に中学校又はこれに準ずる学校の第1学年への入学対象となる者

### (2) 定員

40人（原則として、男子20人、女子20人）

## 4 入学者選抜日程

内 容	実施日・期間
出 願 書 類 等 受 付	令和5年10月23日（月）～令和5年11月2日（木）（消印有効）
第 1 次 選 抜	令和5年11月19日（日）
第1次選抜通過者発表	令和5年11月29日（水）
第 2 次 選 抜	令和5年12月25日（月）～令和5年12月27日（水）
合 格 者 発 表	令和6年1月11日（木）

## 5 出願

### (1) 期間

出願登録、入学者選抜料納付及び出願書類の提出は全て令和5年10月23日（月）から令和5年11月2日（木）までに行うこと。

なお、出願書類は簡易書留郵便により提出すること。令和5年11月2日（木）の消印有効とする。持参による提出は受け付けない。

### (2) 手続

#### ア 志願者

（ア）志願者は、インターネット出願システムで出願登録を行う。なお、出願登録の方法は、別紙「インターネット出願の手引き」（7～9ページ）による。

(イ) 志願者は、次の①及び②の書類に直筆で必要事項を記入し、出身小学校長から③の発行を受け、①から④までの書類を取り揃え、(1)の期間内に本校校長に提出する。

① 志望理由書 (様式第1-1号)

② 自己紹介書 (様式第1-2号)

①及び②において、代筆による記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

③ 調査書 (様式第2-1号)

出身小学校長が作成し、厳封したもの。

④ 志願情報確認票

①から③の様式については、広島県教育委員会ホームページ又はインターネット出願システムによりダウンロードして印刷すること。④については、出願登録後にインターネット出願システムによりダウンロードして印刷すること。

(ウ) 志願者は、入学者選抜料 (2,200 円) を納付する。なお、納付の方法は、インターネット出願システムにより示す。

(エ) 志願者で、点字検査用紙を必要とする者、機器等による検査問題の閲覧を必要とする者、代筆による解答を必要とする者、拡大した検査用紙を必要とする者、漢字にルビを振り拡大した検査用紙を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第3-1号) を令和5年9月6日 (水) までに広島県教育委員会に提出し、許可を得る。

b 機器等による検査問題の閲覧を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第3-1号)、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和5年9月6日 (水) までに広島県教育委員会に提出し、許可を得る。

c 発達障害を理由に特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第3-1号)、医師の診断書及び小学校における個別の教育支援計画等を令和5年10月6日 (金) までに広島県教育委員会に提出し、許可を得る。

d a から c 以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願 (様式第3-1号) を、(1)の期間内にアの(イ)の書類と併せて、本校校長に提出する。

イ 出身小学校長

出身小学校長は、次の書類の発行又は押印等を行う。(②は必要とする志願者に対してのみ。)

① 調査書 (様式第2-1号)

作成方法は、令和5年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項 34~35 ページによる。作成後、厳封の上、志願者に渡す。

② 入学者選抜に関する特別措置願 (様式第3-1号)

記載内容に誤りがないことを確認した上で押印する。

(3) その他

ア 受検票は、インターネット出願システムによりダウンロードしてA4判普通紙に印刷すること。なお、受検票の印刷が可能になり次第、電子メールにて通知する。

イ 選抜実施に係る事務連絡がある場合は、電子メール及び本校ホームページ等を通じて通知する。

## 6 選抜

### (1) 第1次選抜

#### ア 適性検査

(ア) 志願者全員に対して、適性検査を実施する。

#### (イ) 適性検査の方法

適性検査の種類	検査時間 (分)	満点 (点)
適性検査A	45	100
適性検査B	45	100

#### イ 面接

志願者全員に対して、集団面接を実施する。

#### ウ 実施期日

令和5年11月19日(日)

#### エ 検査時間割

時 限	時 刻	検査内容等
	8:50	集 合
	8:50 9:20	注意事項等の説明
第1時限	9:30 10:15	適 性 検 査 A
第2時限	10:45 11:30	適 性 検 査 B
	11:40 11:50	面接に関する注意
	11:50 12:50	昼食休憩・移動
第3時限	12:50 ～	面 接

※ 志願者は、8時45分までに、検査会場に集合すること。

※ 体育館を保護者等の控室とする。

※ 面接の順番については、検査当日に掲示する。なお、面接が終了した者から順次解散とする。

#### オ 検査会場

広島県立広島中学校・高等学校（広島県東広島市高屋町中島 31-7）

#### カ 携行品及び留意点

(ア) 携行品は、受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規（三角定規及び分度器のついたものは不可）、ティッシュ（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）、筆箱、マスク、時計（スマートウォッチや計算機能付きのもの等は不可）、上履き、下履きを入れる袋、昼食とする。

(イ) 原則として、全ての検査が終了するまで検査会場から退出はできない。

(ウ) 携帯電話（タブレット端末を含む。）、その他検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場への持込みはできない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいたことが発覚した場合には、不正行為とみなし、当該受検者を退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。

(エ) 検査までの待機時間における書籍の持ち込みは許可する。ただし、電子書籍の持ち込みは認めない。

キ 第1次選抜の通過者の決定及び発表

(ア) 本校校長は、適性検査及び面接の結果並びに出願書類を総合的に判断して決定する。

(イ) 本校校長は、第1次選抜の通過者の受検番号を、令和5年11月29日(水)11時に本校ホームページに掲載するとともに、通過者には「第1次選抜通過通知書」を郵送により送付する。なお、ホームページへの掲載期間は、令和5年12月6日(水)16時までとし、電話による照会には応じない。

(ウ) 第1次選抜の通過者の人数は、80人程度とする。

ク 第2次選抜の受検の確約

第1次選抜の通過者は、本校ホームページから「第2次選抜受検に係る確約書」をダウンロードし必要事項を記入して令和5年12月5日(火)16時まで本校校長に提出する。郵送で提出する場合には、簡易書留郵便により令和5年12月4日(月)までに必着するよう提出すること。

なお、期限までに「第2次選抜受検に係る確約書」の提出がない場合は、第2次選抜の受検の意思がないものとして取り扱うものとする。

書類の受付は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び本校が定める振替休日等を除く平日の、9時から16時までとする。(ただし、正午から13時までを除く。)

ケ 繰上げの実施

本校校長は、第1次選抜の通過者の発表後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で繰り上げて通過者を決定する場合がある。この場合、関係受検者に対し、本件に関する電話連絡を行い、第2次選抜の受検の意思を確認する。第2次選抜の受検の意思を有する受検者は、「第2次選抜受検に係る確約書」を、令和5年12月11日(月)16時まで速やかに本校校長に提出しなければならない。

(2) 第2次選抜

第1次選抜の通過者を対象に、2泊3日の共同生活において、次により実施する。

ア グループワーク

グループによる活動を通じて、コミュニケーション力や他者と協働して課題を解決しようとする力などをみる。

イ 面接

志願者全員に対して、個人面接を実施する。

ウ 共同生活の振り返り

2泊3日の共同生活において感じたことや考えたことを文章等で表現する。

エ 実施期日

令和5年12月25日(月)から令和5年12月27日(水)

オ 検査時間割

日 程	時 刻	検査内容等
12月25日(月)	15:00	集 合
	15:00 15:30	注意事項等の説明
	15:30 ～	オリエンテーション等
12月26日(火)	終日	グループワーク等
12月27日(水)	～ 12:30	面接・共同生活の振り返り等

※ 面接の順番については、検査初日に掲示する。なお、面接が終了した者から順次解散とする。

カ 検査会場

広島県立福山少年自然の家（広島県福山市金江町藁江 619-2）

キ 携行品及び留意点

検査や宿泊に当たり必要なものは、「第2次選抜受検に係る確約書」を提出した者へ電子メールにて令和5年12月18日（月）までに別途通知する。

## 7 合格者の決定

本校校長は、グループワーク、面接及び共同生活の振り返りの結果等を総合的に判断して決定する。

## 8 合格者の発表等

### (1) 日時等

本校校長は、合格者の受検番号を、令和6年1月11日（木）11時に校内に掲示するとともに、本校ホームページに掲載する。合格者には「合格通知書」を郵便により送付する。なお、電話による照会には応じない。掲示及び掲載の期間は、令和6年1月16日（火）16時までとする。

### (2) 発表後の手続

ア 合格者は、本校ホームページから「請書・辞退届」をダウンロードするとともに、本校への入学を確約する者は「請書」、入学を辞退する者は「辞退届」に必要な事項を記入し、令和6年1月18日（木）16時までに本校校長に提出すること。郵送により提出する場合には、簡易書留郵便により令和6年1月17日（水）までに必着するよう本校校長に提出すること。なお、「請書」を提出した者は、本校への入学を辞退することはできない。また、期限までに「請書」の提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

書類の受付は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び本校が定める振替休日等を除く平日の9時から16時までとする。（ただし、正午から13時までを除く。）

### イ 繰上げ合格の実施

本校校長は、合格者の発表後、辞退による欠員が生じた場合、辞退者数を超えない範囲で繰り上げて合格者を決定する場合がある。この場合、関係受検者に対し、本件に関する電話連絡を行い、入学の意思を確認する。入学の意思を有する受検者は、速やかに所定の手続をとらなければならない。

ウ 「請書」を提出した者は、令和6年2月10日（土）に実施予定の入学予定者説明会に参加すること。

## 9 入学者選抜の結果に係る簡易開示

入学者選抜の結果に係る簡易開示は次により行う。

### (1) 開示対象

適性検査及びグループワークの結果

### (2) 開示内容

第1次選抜：適性検査A及び適性検査Bの得点

第2次選抜：グループワークの得点

### (3) 開示請求対象者

不合格者（本人及びその法定代理人）

### (4) 本人等であることの確認

令和6年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項の39ページの別表に示す書類の提示により確認する。なお、受検票は本人を確認する書類の一つとなるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

### (5) 開示期間

令和6年1月16日（火）から令和6年2月15日（木）までとする。（ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び本校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、正午から13時までを除く。）

(6) 開示場所

本校（広島県豊田郡大崎上島町大串 3137-2）

(7) 開示手続

請求者は、前日までに電話により開示の予約を行い、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。本校校長は、請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することができる。

## 10 その他

- (1) 本校校長は、志願について虚偽の事実（学歴・調査書等）があることが確認されたときは、入学許可後であっても、入学を取り消すことがある。
- (2) 様式中生年月日に係る部分は、外国人の場合にあっては、「平成 年 月 日生」とあるのは、「 年 月 日生」と読み替えるものとする。
- (3) 様式については、広島県教育委員会ホームページ又は本校ホームページからダウンロードして使用することができる。また、令和6年度広島県立併設型中学校入学者選抜実施要項に掲載されている様式をコピーして使用してもよい。
- (4) インターネットを利用できないなど、出願登録等に当たって不明な点や不都合等がある場合には、本校に問い合わせること。
- (5) 郵送の際は、広島県立広島叡智学園中学校 宛に送付すること。